

会議開催のお知らせ

盛岡市における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する検討協議会を次のとおり開催します。

令和7年8月22日

盛岡市における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する検討協議会

1 開催日時

令和7年8月27日（水） 15時00分から

2 開催場所

盛岡市都南分庁舎 3階研修室（盛岡市津志田14-37-2）

3 議事等

- (1) 国・県の検討背景と方向性
- (2) 盛岡市の部活動を取り巻く状況
- (3) 令和7年度実施方針について
- (4) 盛岡市の学校部活動の在り方についての意見交換

4 傍聴定員

5名

5 傍聴の可否及び手続

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後2時50分までに会場においでください。

なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。

- (3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順の方法により傍聴者を決定します。

6 問い合わせ先

盛岡市交流推進部スポーツ推進課（TEL：603-8013 内線3772）

盛岡市における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等 に関する検討協議会傍聴要領

盛岡市における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する検討協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の 10 分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為は行わないでください。